

○小矢部市定住促進賃貸住宅家賃助成金交付要綱

平成22年 3月31日告示第36号

改正

平成24年 7月 6日告示第59号

平成28年 4月 1日告示第73号

平成29年 4月 1日告示第62号

平成30年 3月30日告示第49号

平成31年 3月29日告示第63号

小矢部市定住促進賃貸住宅家賃助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新婚世帯の市内定着を促進し、もって定住人口の増加を図るため、民間賃貸住宅の家賃の一部を助成することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸住宅 市営住宅、特定優良賃貸住宅等の公的賃貸住宅又は社宅、官舎、寮等の給与住宅以外の一戸建て住宅又は共同住宅で、所有者との賃貸契約により賃借人が自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、当該住宅の所有者が個人の場合にあっては、所有者又はその親族が居住のために使用する部分を、法人の場合にあっては、当該法人の役員又はその親族が居住のために使用する部分を除く。
- (2) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸契約に定められた賃借料の月額（共益費、駐車場料金等を除く。）をいう。
- (3) 新婚世帯 初年度の助成金交付申請日又は市内の民間住宅に入居した日現在で婚姻届を提出し、かつ、夫婦が同居してから1年以内の者の属する世帯をいう。

(助成金の交付)

第3条 市長は、市内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯の家賃に対し、予算の範囲内において定住促進賃貸住宅家賃助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、新婚

世帯の世帯主で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する者（夫婦共に本市に住所を有する者）であること。
- (2) 平成22年4月1日以降に市内の民間賃貸住宅に新たに入居する者であること。
- (3) 当該民間賃貸住宅を自己の居住用以外の目的に使用し、若しくは転貸し、又は使用権を譲渡していない者であること。
- (4) 世帯全員が市税等（国民健康保険税を含む。以下同じ。）を滞納していない者であること。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない世帯に属する者であること。

（交付期間、助成金の額等）

第5条 助成金の額の上限及び交付期間は、別表のとおりとする。

- 2 助成金の額は、家賃から住宅手当その他家賃に係る助成金等の額を減じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 助成金の交付期間の起算日は、市内の民間賃貸住宅に新たに入居し、助成要件を具備した月（月途中入居の場合は、入居日が属する月の翌月）からとする。
- 4 過去にこの要綱に基づく助成金の交付を受けた者が属する世帯においては、交付済の助成金及び交付期間を除いた額及び交付期間を限度とする。
- 5 助成金は、毎年4月1日を起算日として1年を6月ごとの2期に区分し、それぞれの期の助成対象月分（6月以内）を交付するものとする。

（助成金の交付の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度、小矢部市定住促進賃貸住宅家賃助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に助成の申請をしなければならない。ただし、申請が2回目以降であるときは、書類の添付を省略することができる。

- (1) 当該民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (2) 戸籍謄本
- (3) 住宅手当額等を証明する書類
- (4) 納税状況等の調査を認める同意書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（助成金額の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付の決定をしたときは、その旨を申請者に通知する。

2 市長は、助成金の交付を決定するときは、申請者の居住の実態等について必要な調査をすることができる。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付対象者」という。）は、賃貸借契約に従い所定の家賃等を支払い、小矢部市定住促進賃貸住宅家賃助成金支給請求書（様式第3号）にその領収書の写し又はそれに代わるものを添えて、市長に助成金の支給を請求しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、第5条第3項に規定するそれぞれの期の助成対象月分の助成金を当該期の最終月の翌月末日までに交付対象者に交付するものとする。

(届出の義務)

第10条 交付対象者は、申請した事項に変更が生じたときは、小矢部市定住促進賃貸住宅家賃助成金申請事項変更届出書（様式第4号）により速やかに市長に届け出なければならない。

(状況の調査)

第11条 市長は、必要があると認めたときは、交付対象者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

(交付資格の喪失)

第12条 市長は、交付対象者が民間賃貸住宅を退去し、若しくは契約の解除をしたとき又は第4条各号に掲げる者に該当しなくなったときは、その月分以降の助成金は交付しないものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 第4条各号に掲げる者に該当しなくなったとき。
- (3) 賃貸借契約を解除したとき。

(4) その他、市長が相当の理由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、その旨を受給者に通知する。

(助成金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により助成金の交付を取り消したときは、既に支払った助成金の全部又は一部について、期限を定めて当該交付対象者に対し、その返還を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の返還請求をするときは、小矢部市定住促進賃貸住宅家賃助成金返還請求書により行う。

3 前項の規定により助成金の返還の請求を受けた交付対象者は、当該助成金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(細則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成24年7月6日告示第59号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日告示第73号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日告示第62号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第49号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の小矢部市定住促進賃貸住宅家賃助成金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成31年 3 月29日告示第63号）

（施行期日）

- 1 この告示中第 1 条の規定は平成31年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成32年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定の施行の際現に助成金の交付を受けている者に係る当該助成金については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定の施行の際現に助成金の交付を受けている者に係る当該助成金については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第 2 条の規定（「24月」を「36月」に改める部分に限る。）による改正後の小矢部市定住促進賃貸住宅家賃助成金交付要綱の規定は、平成32年 4 月 1 日以後に婚姻届を提出した者について適用し、同日前に婚姻届を提出した者については、なお従前の例による。
- 5 この告示による改正前の小矢部市定住促進賃貸住宅家賃助成金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第 5 条関係）

区分	助成金の額の上限	交付期間
新婚世帯の世帯主	月額 1 万円	36 月

様式第1号 (第6条関係)

小矢部市定住促進賃貸住宅家賃助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 小矢部市長

申請者 住 所
(世帯主) 氏 名 印
電話番号

小矢部市定住促進賃貸住宅家賃助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 入居した民間 賃貸住宅	(1) 契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
	(2) 家賃(A)	円(月額)
	(3) 入居した日	年 月 日
2 婚姻日	年 月 日	
3 住宅手当等(B)	円(月額)	
4 助成額(A)-(B) (※)	円(月額)	
5 助成期間	(1) 過去に助成を 受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで 月
	(2) 今回助成を 申請する期間	年 月 日から 年 月 日まで 月

※ 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

※ 助成金の上限は、月額1万円とする。

(添付書類)

- 当該民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- 戸籍謄本
- 住宅手当額等を証明する書類
- 納税状況等の調査を認める同意書 (様式第2号)
- その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）小矢部市長

申請者

住所

氏名

印

納税状況等の調査を認める同意書

小矢部市定住促進賃貸住宅家賃助成金の交付に当たり、私と私の世帯員等の市税等の納税状況及び住民登録状況等を、関係機関から報告を求めることに同意します。

区 分	住 所	氏 名
世帯員等		印
世帯員等		印
世帯員等		印
世帯員等		印
世帯員等		印
世帯員等		印
世帯員等		印

※同居する世帯員全員について記入してください。

※別世帯である場合は、別に同意書が必要になります。

※市税等とは、市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいいます。

※同意書の提出がない場合、住民票や完納証明書等を提出する必要があります。

※氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第3号 (第8条関係)

小矢部市定住促進賃貸住宅家賃助成金支給請求書

請求額 _____ 円

小矢部市定住促進賃貸住宅家賃助成金を請求します。

(内訳)

- ・家賃助成対象月 年 月分から 年 月分まで
- ・助成額 月額 円× 月 = 円

年 月 日

(宛先) 小矢部市長

住所

氏名

印

助成金は、下記の私の口座に振り込んでください。

記

金融機関名	
本支店名	
口座種別	
口座番号 (右詰めで記入)	
フリガナ	
口座名義人	

